

大東市全世代地域市民会議基本方針

平成27年3月18日制定

平成28年7月14日改正

平成28年9月 1日改正

(趣旨)

第1条 この基本方針は、大東市自治基本条例の趣旨に基づき、市民が地域で事業を実施するなどして主体的にまちづくりに参加し、大東市における住民自治の推進を図るため、自治区を最小単位として、市民が集まり、まちづくりの課題について議論し、交流するために設立される全世代地域市民会議（以下「市民会議」という。）の基本方針を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で事業を行う個人または法人、通学者、通勤者及び活動する各種団体をいう。
- (2) 市民会議 市民で構成された自律的な運営が継続して行われる組織で、地域課題を円滑に解決するために自治区を最小単位とし、必要に応じて隣接する自治区との合区や協議会による取り組みも可能とする。

(基本理念)

第3条 市民会議の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりを進めるに当たっては、市民会議と市が対等の立場で互いの役割を理解し、協働して行うこと。
- (2) 多くの市民がまちづくりに主体的に参加する組織であること。
- (3) 市民会議と学校とが連携し、子どもたちの教育環境の向上を図ること。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、市民会議の自主的および自律的な運営を尊重するとともに、その運営を支援するための必要な施策を講じるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、まちづくりや地域の教育現場への関心を高めるとと

もに、積極的にこれに参加するものとする。

(市民会議の役割)

第6条 市民会議は、すべての市民に開かれたものとし、まちづくりに関する議論と合意に基づき、継続したまちづくりの推進のための事業を行うものとする。

2 市民会議は、さまざまな機会や媒体を通して市民会議の活動を市民に周知し、市民会議の趣旨をよく理解して、参加者を拡大し多くの意見等を募るよう努めるものとする。

(市民会議の要件)

第7条 市民会議は、次に掲げる要件すべてを満たす組織とする。

(1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他市民会議を民主的に運営するための必要事項が規約等に定められていること。

(2) 市民会議の代表者および役員は、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

(3) 中学校の教育環境の向上について話し合う機会をもつこと。

(市民会議設立の届出)

第8条 市民会議を設立し、その代表者を選出したときは、大東市全世代地域市民会議設立届(様式第1号)を市長に提出するものとする。その届け出た事項を変更したときも同様とする。

2 市長は、前項の届出があったときは、大東市全世代地域市民会議設立届受理証(様式第2号)を交付するものとする。

(まちづくりプラン)

第9条 市民会議は、まちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、各市民会議ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史、文化等の地域資源を活用し、課題を解決するための理念、基本方針および将来像を取りまとめた事業計画(以下「まちづくりプラン」という。)の策定に努めるものとする。

(市民会議の事業)

第10条 市民会議は、まちづくりプラン等に基づき、まちづくりの推進のための次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 安全・安心な地域づくりを推進するための事業

(2) 保健、医療または福祉を通して地域づくりを推進する事業

(3) 郷土愛の醸成を目的とした事業

(4) 地域の伝統文化または郷土芸能を通して地域づくりを推進する事業

- (5) 地域の生活環境の改善、景観づくりまたは自然環境保全を図る事業
- (6) 子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業
- (7) 地域の特性を生かした産業振興のための事業
- (8) 地域コミュニティの育成に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業
(市民会議への支援)

第11条 市は、地域活動としての前条に規定する事業が円滑に進むよう、その運営を支援するため、次の施策を講じるものとする。

- (1) 情報の提供、助言および財政的な支援
- (2) 地域に精通した職員の育成およびその配置
- (3) 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援
(活動の制限)

第12条 市民会議は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、または信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対する活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対する活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める活動
(補則)

第13条 この基本方針に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基本方針は、平成27年3月18日から施行する。

付 則

この基本方針は、平成28年7月14日から施行する。

付 則

この基本方針は、平成28年9月 1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

大東市全世代地域市民会議設立届

年 月 日

（あて先）大東市長

大東市全世代地域市民会議基本方針第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

全世代地域市民会議の名称	
代表者の役職	
代表者の氏名（ふりがな）	
代表者の住所	
規約	別紙のとおり
連絡先	自宅電話番号
	緊急連絡先
	F A X
	E - m a i l

※添付書類 （1）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

大東市全世代地域市民会議設立届受理証

年 月 日

様

大東市長



年 月 日付で届出のありました
の設立につきましては、大東市全世代地域市民会議基本方針第8条第1項に規定する全世
代地域市民会議の設立届を受理しましたので通知します。